

経理部門の基本有用情報
今月の経理情報

今回のテーマ： 事業承継税制の特例の創設

2018年度税制改正により、非上場会社の後継者が株式等を贈与又は相続により取得した際の贈与税・相続税の納税が猶予される「事業承継税制」の使い勝手が良くなります（2018年1月1日から2027年12月31日までの贈与等に係る贈与税又は相続税に適用）。

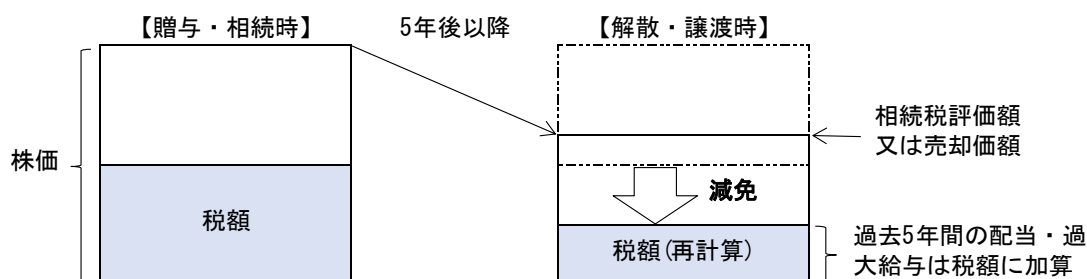
1. 対象株式の拡大

納税猶予対象株式数の上限が撤廃され、雇用確保要件が緩和されます。

区分	現行制度	改正案
納税猶予対象株式	発行済議決権株式総数の3分の2	経営者が保有する全ての株式
納税猶予割合	80%…猶予されるのは $2/3 \times 80\% = \text{約} 53\%$	100%
雇用確保要件	申告期限後5年間の平均で、贈与の時・相続開始の時の8割の雇用確保	雇用確保要件を満たさない場合であっても、認定支援機関の指導助言を受けることで納税猶予が継続（雇用要件を実質的に撤廃）

2. 承継後株価下落時における負担の軽減

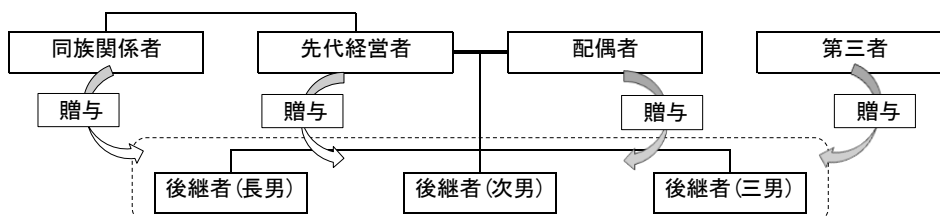
後継者が会社を譲渡・解散した場合には、その時点の株価で税額を再計算して差額が免除されることとなり（※）、譲渡・解散時に株価が下落していた場合の過大な税負担が回避されます。



（※）過去3年のうち2年以上が赤字など、経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合に限り。

3. 承継パターンの拡大

親族外を含む複数の株主から、代表権を有する後継者（最大3人※）への承継も対象となります。



（※）①後継者と同族関係者との合計で議決権割合の過半数を有する者に限り。

②議決権を最も多く有する者（後継者が2名又は3名以上の場合、議決権において、それぞれ上位2名又は3名の者で、議決権割合の10%以上を有する者）に限り。

お見逃しなく！

この特例の規定の適用を受けるためには、2018年4月1日から2023年3月31日までの5年以内に、後継者・承継までの事業計画等が記載された「特例承継計画」を都道府県に提出し、経営承継円滑化法の認定を受ける必要があります。